

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業実施規程

制定 令和7年3月18日
一部改定 令和7年3月28日
一部改訂 令和7年10月1日
株式会社オリコム

第1 目的

日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るため、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築に向けたモデル実証、設備・機器導入、施設利用を支援するものとする。

株式会社オリコム（以下「オリコム」という。）は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分欄の6の輸出物流構築緊急対策事業のうち、事業内容欄の「2 調査・実証事業」及び「3 設備・機器リース導入、施設利用事業」に係る補助金交付の手続等について、交付等要綱、輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和4年12月2日付け4新食第1886号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」という。）に基づき、第2第1項に掲げる実施事業者に対して、適切かつ円滑な支援事業の実施を図るため、本実施規程を定めるものとする。

第2 事業実施者

1 調査・実証事業又は設備・機器リース導入、施設利用事業を実施する事業実施者は、次のいずれかに該当する者とする。

（1）調査・実証事業

- ① 食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）
- ② 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）設備・機器リース導入、施設利用事業

農林漁業者、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者、倉庫業者、協議会、特認団体

2 事業実施者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- （3）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （5）法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下

同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(6) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第8条第1項に基づく流通合理化事業活動計画(以下「流通合理化計画」という。)の認定を受けている又は事業開始までに認定を受ける見込みがあること。

(7) 本事業に関わる生産者、食品流通業者、運送事業者等が、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイト(<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)に登録している又は事業開始までに登録する予定があること。

(8) 実施要領別添1から5の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(以下、「クロスコンプライアンスチェックシート」という。)に記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートをオリコムに提出(交付申請時)及び報告(事業実施状況報告時)すること。

3 事業実施者は、事業実施者の直接行う取組、構成員の個別の取組をとりまとめ申請すること。

第3 事業の内容及び補助対象経費等

事業の内容及び補助の対象となる経費については以下のとおりとする。

1 事業の内容

(1) 調査・実証事業

① 検討会の開催

生産者、食品流通業者、運送事業者、流通に関する学識経験者等が参画し、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワーク構築に向けた計画の策定及び調査・実証に係る検討を行う。

② 調査・実証

基幹的な輸出物流ルートにおける産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出サプライチェーンの構築及び輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等、輸出物流の構築に係る実現可能性の調査等を行う。

(2) 設備・機器リース導入、施設利用事業

安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器のリース方式による導入、輸出物流の構築のための拠点となる施設利用の賃借を行う。

2 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接必要な別表(第2補助対象経費の範囲欄)に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

3 補助金額及び補助率

補助金の上限及び補助率については、別表(第3補助率等)のとおりとする。

4 対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、対象経費に含めることはできないものとする。

(1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

(2) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(4) 補助金の交付決定前に発生した経費

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれ

る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

- (6) 国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
 - (7) 事業実施者が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
 - (8) 事業実施者が実施する他の事業と区分できない経費
 - (9) 通常の事業活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - (10) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - (11) 事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費
 - (12) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- 5 本事業においてリース契約を行う場合は以下の事項を遵守するものとする。
- (1) 事業実施者又は事業実施者の構成員（以下「事業実施者等」という。）は第 7 第 1 項の交付決定の通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器等の導入に関するリース契約（設備・機器等を賃借する事業実施者等と当該事業実施者等が導入する対象設備・機器等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の 2 者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）を締結すること。
 - (2) リース料に対する補助金の額は、次の算式により計算した額のうち、千円未満を切り捨てた額を物件ごとに算出し、合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者が設備・機器等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

リース料に対する補助金額＝リース物件価格×（リース期間÷法定耐用年数）× 1 / 2 以内
（※）上記リース物件価格は、補助対象経費のみを対象とする。
 - (3) 事業実施者は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。
 - (4) 事業実施者は、リース内容や対象設備・機器等の決定根拠等に係る事項を交付申請書の提出に併せてすることとする。
 - (5) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすこと。

 - ① リース事業者及びリース料が（6）により決定されたものであること。
 - ② 国から直接又は間接に他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。
 - ③ 貸付期間は、貸付対象機器等の法定耐用年数以内であること。
 - ④ 割賦契約ではないこと。
 - ⑤ 残価付きリース又は所有権移転（購入選択権）付リースでないこと。
 - ⑥ リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。
 - ⑦ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。
 - (6) リース事業者及びリース料の決定等事業実施者等は、次のいずれかによりリース事業者及

びリース料を決定するものとする。

- ① 本事業においてリース事業者と売買契約を締結する設備・機器等を納入する事業者を決定する場合は、本事業について採択通知を受けた後に、原則として複数見積り又は入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。ただし、該当する技術を有する事業者が一つしか存在しない場合にあっては、一つの事業者の見積もりによって機械等納入事業者を選定することができるものとする。この場合においては、事業実施者は、その理由等を具体的に明記した理由書をオリコムに提出するものとする。なお、契約締結は交付決定後に行うこととする。
- ② 本事業によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について採択通知を受けた後に、原則として複数見積り又は入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。ただし、該当する技術を有する事業者が一つしか存在しない場合にあっては、一つの事業者の見積もりによってリース事業者を選定することができるものとする。この場合においては、事業実施者は、その理由等を具体的に明記した理由書をオリコムに提出するものとする。なお、契約締結は交付決定後に行うこととする。

(7) 補助金の請求に係る書類

事業実施者は、(6)の複数見積り又は入札の結果及びリース契約に基づき設備・機器等を導入する場合は、株式会社オリコム（以下「オリコム」という。）に別記様式第4号による実施結果報告を行う際に、リース契約書もしくは借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- 6 オリコムは、本事業に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を事業実施者に対して補助する。なお、補助金額については補助対象経費等の精査により減額することがある。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

なお、事業実施者が実施する事業の実施期間は、令和8年2月28日までとする。

第5 事業の成果目標

- 1 事業実施者は、第7第1項(1)の交付申請書において、本事業の成果目標を定めるものとする。
- 2 事業実施者は、本事業の実施により、農林水産物・食品の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間や経費等を30%以上削減することを成果目標とする。
- 3 本事業の成果目標の目標年度は、令和9年度とする。

第6 課題提案書の公募等

1 公募、審査

オリコムは、公募により事業実施者から提出された課題提案書について、審査を行うものとする。

審査に関しては、公募選考会で決定した選定基準に基づき、公募選考会を開催して審議を行うものとする。

2 審査結果等

オリコムは、審査結果を踏まえ、課題提案書に記載された事業担当者に対して採択通知又は不採択通知等を発出するものとする。

なお、課題提案書を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行うものとする。

第7 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 採択通知を受けた事業実施者が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号により交付申請書を作成し、事業実施計画を添付して、オリコムに提出するものとする。その際、事業実施者は、別添1から5までの当該業種等に応じた「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下、「チェックシート」という。）」に記載された各取組みについて、事業実施期間中に実施する旨をチェックした当該チェックシートを添付するものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。
- (3) オリコムは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合には速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。オリコムは交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、交付決定通知書の写しを添えて総括審議官に報告する。
- (4) オリコムは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- (5) 事業実施者は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業実施者は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施者は、その理由等を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（別記様式第2号）をオリコムに提出するものとする。また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (6) 事業実施者が申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した交付申請取下書（別記様式第3号）をオリコムに提出しなければならない。
- (7) 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類をオリコムに提出し、その指示を受けなければならない。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施者は、以下の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号により変更承認申請書をオリコムに提出し、その承認を受けるものとする。オリコムは、上記の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- (1) 事業の追加、中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更、成果目標の変更を伴う事業目的の変更
- (3) 総事業費の30%を超える増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 要綱別表1の区分の欄に掲げる6の事業の経費欄に掲げる2の(1)、(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減

3 事業の中止又は廃止

事業実施者が事業の中止又は廃止を行う場合には、別記様式第4号により事業中止若しくは廃止の承認申請書をオリコムに提出し、その承認を得るものとする。

4 事業遅延の届け出

事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類をオリコムに提出し、その指示を受けなければならない。

5 補助金の支払方法

補助金の支払方法は原則として精算払いとする。

6 事業実施状況の報告

(1) 事業実施者は、事業完了の日（当該事業実施者に係る全ての構成員の事業が完了した日。）から起算して1ヶ月を経過した日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに、別記様式第5号により実施結果報告書を作成し、オリコムに提出するものとする。

その際、事業実施者は、別添1から5までの当該業種等に応じたチェックシートに記載された各取組みについて、事業実施期間中に実施した内容をチェックした当該チェックシートを添付しなければならない。

なお、設備・機器リース導入、施設利用事業のうち、リース導入等を行ったものについては、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① リース契約書の写し
- ② 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- ③ 本事業に係る設備・機器の導入等が確認できる写真等

(2) 事業実施者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書をオリコムに提出しなければならない。

(3) 事業実施者は、(1)の実施結果報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4) 事業実施者は、(1)の実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかにオリコムに報告するとともに、オリコムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況又は理由について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式によりオリコムに報告しなければならない。

7 補助金の額の確定等

(1) オリコムは、別記様式第5号による実施結果報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及び、これに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。

(2) 事業実施者は、構成員間で事業完了の日に相当な乖離があるなど、特別な事情が認められる場合は、別記様式第8号の遂行状況報告書兼一部確定払請求書を提出することにより、既に完了している事業に係る補助金の交付を請求することができる。オリコムは、請求を受けた場合には、報告書の書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の

一部の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。

- (3) オリコムは、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。
- (4) オリコムは、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (5) (4)の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第8 額の再確定

- 1 事業実施者は、第7第7項(1)の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、オリコムに対し当該経費を減額して作成した実施結果報告書を第7第6項(1)に準じて提出するものとする。
- 2 オリコムは、第1項に基づき実施結果報告書の提出を受けた場合は、第7第7項(1)に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第7第7項(3)から(5)の規定は、第2項の場合に準用する。

第9 交付決定の取消し等の手続

- 1 オリコムは、事業実施者より第7第3項による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項(3)の規定による交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施者が、法令、交付等要綱、実施要領又は本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 オリコムは、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 オリコムは、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び第3項の加算金の納付については、第7第7項(5)の規定を準用する。

第10 成果の報告等

- 1 事業実施者は、事業終了後の翌年度から3年間、毎年度、事業の成果について、別記様式第9号により、事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までにオリコムに提出するものとする。
- 2 設備・機器リース導入、施設利用事業のうち、賃借の取組を行う事業実施者は、事業終了後の翌年度から3年間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式9号に準じた事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までにオリコムに提出するものとする。

- (1) 本事業の取組による販売額、輸出額、流通経費等の実績
 - (2) 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
- 3 設備・機器リース導入、施設利用事業のうち、リース導入等の取組を行う事業実施者は、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式第9号に準じた事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までにオリコムに提出するものとする。
- (1) 本事業の取組による販売額、輸出額、流通経費等の実績
 - (2) 設備・機器の導入等による成果や効果
 - (3) 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
 - (4) 各年3月末時点におけるリース料の支払状況
- 4 オリコムは、実施要領第8第3項の規定に基づき、別記様式第5号による事業結果報告書及び別記様式第9号による事業成果状況報告書を総括審議官に提出するものとする。

第11 収益納付

事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施者は、別記様式10により、年間の収益状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の5月末までにオリコムに報告するものとする。

第12 補助金の経理及び財産の管理等

- 1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施者は補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別記様式第11号の財産管理台帳を作成のうえ、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。
- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を株式会社オリコムに納付させることがある。

第13 財産の処分の制限

本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち機械及び重要な器具並びにソフトウェアで1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めない。）においては、オリコムの承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第14 残存物件の処理

事業実施者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格をオリコムに報告しその指示を受けなければならない。

第 15 リース物件の管理等

- 1 事業実施者は、補助対象経費によりリースで設備・機器の導入等を行った物件（以下「リース物件」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業実施者は、リース物件について当該リース物件のリース期間中、関係書類を整備保管しなければならない。

第 16 報告又は指導

- 1 オリコムは、事業実施者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 オリコムは、第 1 項に定める事業の報告内容を確認し、事業成果目標に対する達成状況が遅れていると判断される場合には、事業実施者に対し改善の指導等の必要な措置を講ずるものとする。

第 17 事業終了後の事業実施状況報告

- 1 事業実施者は、事業終了後の翌年度から 3 年間、次に掲げる事項等について、別記様式第 9 号の事業成果状況報告書を作成し、翌年度の 5 月末までにオリコムに提出するものとする。
 - (1) 本事業の取組による流通経費等の実績、取扱数量や金額等
 - (2) 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
- 2 オリコムは、要綱第 33 の規定に基づき、前項により提出された事業実施状況に係る報告書及び別記様式第 9 号による事業成果状況報告書を総括審議官に提出するものとする。

第 18 その他

- 1 事業実施者は構成員に対して本事業により取得した機器等について、第 14 及び第 15 の指導等をしなければならない。
- 2 事業実施者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和 7 年 3 月 18 日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和 7 年 3 月 28 日）から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
①	＜調査・実証事業＞ 基幹的な輸出物流ルートにおける産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出サプライチェーンの構築、及び輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等、輸出物流の構築に係る実現可能性の調査等を行う。 1 検討会の開催 生産者、食品流通業者、運送事業者、流通に関する学識経験者等が参画し、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワーク構築に向け計画の策定及び調査・実証に係る検討を行う。 2 調査・実証 基幹的な輸出物流ルートにおける産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出サプライチェーンの構築及び輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等、輸出物流の構築に係る実現可能性の調査等を行う。	1 検討会の開催に係る経費 (1) 謝金 本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の整理・収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ※謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ※事業実施者に従事する者に対する謝金は認めない (2) 旅費 本事業を実施するために直接必要な会議に出席する又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費 (3) 印刷費 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費 (4) 通信運搬費 本事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代として支払われる経費 ※切手は、物品受払簿で管理すること (5) 会場借料 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 (6) 消耗品費 本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・CD-ROM 等の少額（5万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等 ※消耗品は、物品受払簿で管理すること (7) 手数料 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 2 調査・実証に係る経費 (1) 専門員費 本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払	定額（千円未満切捨て） ※補助金の上限 1 事業主体あたり 40 百万円

		う経費（調査員等手当、海外バイヤー招へい費、システムエンジニア費及びプログラマー費） ※単価の設定根拠となる資料を添付すること (2) 旅費 本事業を実施するために直接必要な会議の出席及び調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費（委員旅費） 本事業を実施するために直接必要な各種調査及び技術提供等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費（専門員旅費） (3) 謝金 本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の整理・収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ※謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ※事業実施者に従事する者に対する謝金は認めない (4) 会場借料 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 (5) 借上費 本事業を実施するために直接必要な設備・機器等の借り上げ経費 ※調査・実証期間中のレンタルに限る (6) 通信運搬費 本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費 ※切手は、物品受払簿で管理すること (7) クラウドシステム等利用料 本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に係る経費 (8) 印刷費 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費 (9) 消耗品費 本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品	
--	--	---	--

		・CD-ROM 等の少額な記録媒体試験等に用いる少額な器具等 ・大ロット化など効率的かつ計画的な物流の確立と一体的に取り組む商流構築に要するステッカー、包装資材等の販売促進資材等 ※消耗品は、物品受払簿で管理すること (10) 委託費 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費 ※委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。 ※補助金額の 50%未満とすること ※事業そのもの又は事業の根幹をなす業務の委託は認めない (11) 役務費 本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験、大ロット化など効率的かつ計画的な物流の確立と一体的に取り組む商流構築に要するライブコマース、動画作成等のプロモーション活動等を行う経費 (12) 手数料 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 (13) 印紙代 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に添付する印紙の経費 (14) 輸出物流の構築に要する経費 輸出物流構築の実証に伴って発生する増加分の輸送経費（国内に限る） ※増加分輸送経費算出の根拠となる書類として、輸送品目、輸送経路・見積書等を添付すること	
②	<設備・機器リース導入、施設利用事業> 輸出物流の構築に向けた、安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器のリース方式	設備・機器リース導入・施設利用費 (1) 設備・機器導入費 本事業を実施するために直接必要な設備・機器のリース導入にかかる経費 ・情報処理設備、加工処理設備、品質管理設備・機器 ・物流機器（積込・仕分ロボット、クランプフォークリフト及び自動搬送機等）の物件	<設備・機器導入費> ・補助金相当額は、これらの設備・機器の物件価格に 10 分の 3（HACCP、ISO2200 又は FSSC22000 へ対応する場合の設備・機器にあっては 2 分の 1）を乗じて得た額の範囲内。

	による導入、賃借等による物流拠点施設の利用を行う。	価格（設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。） （２）輸出拠点施設利用経費 本事業を実施するために直接必要な輸出物流構築のための拠点となる施設利用の賃借料又はリース料にかかる経費	・補助金相当額は、賃借にあつては事業実施期間における賃借料（日割りで算出したものとする。）の範囲内。 ＜輸出拠点施設利用経費＞ ・補助金相当額は、賃借にあつては事業実施期間における賃借料（日割りで算出したものとする。）に 10 分の 3 を乗じて得た額の範囲内。 ・リースにあつては施設（倉庫（冷蔵・冷凍庫を含む。）、加工処理施設、集荷配送施設の建物部分）の物件価格（設置工事費を含み、土地に係る費用及び保守・管理費は含まない。）に 10 分の 3 を乗じて得た額の範囲内。 ※補助金の上限 1 事業主体あたり 40 百万円
--	----------------------------------	--	--

別記様式第1号（第7第1項（1）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
交付申請書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和6年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第7第1項（1）の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
調査・実証事業	円	円	円	
設備・機器リース導入、 施設利用事業				
合 計				

- (注) 1 補助対象事業費は税込み、補助金額は千円未満切捨て、円単位で記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- また、「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）

又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の成果目標

5 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

6 添付資料

※ ①事業計画書、②チェックシート（該当項目にチェックしたもの）を添付することとする。

※ ①事業計画書の添付資料として提出したもののうち、事業計画書を提出した際から変更がない添付資料は、添付を省略することができる。

なお、省略する際は、添付を省略する資料の名称を本項目に記載することとする。

※ 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第7第1項（5）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
補助金交付決定前着手届

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付け採択のあった事業について、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業実施
規程第7第1項（6）の規定により、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け
出ます。

記

- 1 交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられな
かった場合は、事業実施者が負担すること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損
失は事業実施者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、
異議はありません。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行い
ません。

(別添)

取組内容	事業費（円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注：「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。

別記様式第3号（第7第1項（6）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
交付申請取下書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付けで補助金の交付決定通知のあった令和6年度輸出物流構築緊急対策事業について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、輸出物流構築緊急対策事業実施規程第7第1項（7）の規定に基づき提出する。

記

1 補助事業の交付申請を取り下げる理由

2 特記事項

別記様式第4号（第7第2項関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
変更等承認申請書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所在地	
団体名	
代表者氏名	

令和〇年〇月〇日付け採択のあった事業について、下記のとおり変更（注１）したいので、令和
6年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第7第2項の規定に基づき申請する。

記 (注2)

(変更の理由)

(中止の理由)

(注 1)

- ・ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と「変更」を「中止（廃止）」と「第7第2項関係」を「第7第3項関係」と置き換えること。

(注2)

- ・ 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- ・ 添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。また、添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第7第6項（1）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
実施結果報告書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付け〇〇をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第7第6項（1）の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として令和6年度輸出物流構築緊急対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

- 5 収支精算
(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

7 その他（補助金振込先金融機関）

金融機関名：

支 店 名：

預 金 種 別：普通預金・当座預金

口 座 番 号：

口 座 名 義：

フ リ ガ ナ：

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 添付資料については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 5 リース導入等の取組を行った場合、①リース契約書の写し、②物件借受証又はこれに類する書類の写し、③設備・機器の導入等が確認できる写真等を添付すること。

別記様式第6号（第7第6項（2）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
年度終了実績報告書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付け交付決定通知のあった令和6年度輸出物流構築緊急対策事業について、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第7第6項（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A) の うち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は区分して記載すること。
- 4 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第7第6項（4）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年○月○日付け交付決定通知のあった令和6年度輸出物流構築緊急対策事業補助金について、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業施規程第7第6項（4）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和○年○月○日付けオリコムによる額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等その他の売上高を確認できる資料。
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など免税事業者であることを確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）。
- ・事業実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL をきさいすることにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第7第7項（2）関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
遂行状況報告書兼一部確定払請求書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付け補助金の交付決定通知のあった事業について、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第7第7項（2）の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告し、金〇〇〇円を一部確定払によって交付されたく請求する。

記

- 1 既に完了した事業の内容
- 2 一部確定払が必要な理由

3 遂行状況報告

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	遂行状況報告		今回請求額 (B)		残額 (A)－(B)		事業完了 予定年月日	備 考
			〇月〇日までに 完了したもの		金額	出来高比 率	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
			事業費	出来高比率						
	円	円	円	%	円	%	円	%	〇年 〇月〇日	

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 添付資料
 - 5 その他（補助金振込先金融機関）

金融機関名：
支 店 名：
預 金 種 別：普通預金・当座預金
口 座 番 号：
口 座 名 義：
フリガナ：

(注1) 添付資料については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(注2) 添付資料が請求者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第10第1項関係）

令和6年度 輸出物流構築緊急対策事業
事業成果状況報告書

年 月 日

株式会社オリコム 代表取締役 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付け補助金の額の確定及び支出通知のあった事業について、令和6年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第10第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

- 1 輸出物流構築緊急対策事業の概要
- ※ 本事業の取組の概要、成果目標の実績等を記載してください。

- 2 事業実施による成果実績と報告年度の事業実施内容

(例)

	導入前 (令和6年度)	導入年 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
成果指標 (単位)					
削減率 (%)	100				

(※) 導入前を100とした場合

(事業実施内容)

- 3 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
- 4 その他

年 月 日

令和 6 年度 輸出物流構築緊急対策事業
収益状況報告書

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 氏 名

令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、令和 6 年度輸出物流構築緊急対策事業実施規程第11第 1 項の規定により、令和〇年度の収益の状況を下記のとおり報告する。

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円
- 3 上に要する費用の総額

円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定

円
- 5 前年度までの収益納付額

円
- 6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式第 11 号（第 12 第 3 項関係）

令和 6 年 輸出物流構築緊急対策事業財産管理台帳

事業実施者名

事業の内容				設置場所	取得 年月日	経費の区分（単位：円）				処分制限期間		処分の状況		備考欄 （構成 員）
物 品 管 理 番号	財産名	規格・形式 ※	台数			総事業費 （税込）	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							機械 助成金	自己資金	うち 借入金					
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

※ 自動車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」及び「型式」のみ記入（自動車検査証の内容を記載）すること。

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもってリース物件管理台帳に代えることができる。

別添－１（第２第２項（８）関係（事業実施者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営主体向け）

	計画時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	計画時	2 適正な防除	報告時
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	計画時	3 エネルギーの節減	報告時
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	計画時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	計画時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	計画時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とこととされました。

別添－２（第２第２項（８）関係（事業実施者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営主体向け）

	申請時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時	2 適正な防除	報告時
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時	3 エネルギーの節減	報告時
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCP について可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とされました。

別添－３（第２第２項（８）関係（事業実施者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営主体向け）

	計画時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	計画時	2 適正な防除	報告時
③	☐	※養殖を行う場合（該当しない□） 水産用医薬品の適正な使用	☐

	計画時	3 エネルギーの節減	報告時
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	計画時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合（該当しない□） 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐

	計画時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合（該当しない□） 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合（該当しない□） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合（該当しない□） 漁場改善計画の遵守	☐

	計画時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」ととされました。

別添－４（第２第２項（８）関係（事業実施者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）

	計画時	１ エネルギーの節減	報告時
①	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（を検討）	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	計画時	２ 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	３ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑥	☐	資源の再利用を検討	☐
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐) 食品ロスの削減に努める	☐

	計画時	４ 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑨	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	計画時	５ 環境関係法令の遵守等	報告時
⑩	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑪	☐	関係法令の遵守	☐
⑫	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑬	☐	※機械等を扱う事業者等である場合（該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とされました。

別添－５（第２第２項（８）関係（事業実施者用））

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体向け）

	計画時	1 適正な施肥	報告時
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	計画時	2 適正な防除	報告時
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	計画時	3 エネルギーの節減	報告時
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	計画時	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	計画時	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	計画時	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	計画時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者等である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注）関係法令については、以下の URL に掲載されている業種別の解説書を参照してください。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別））

（参考）

令和５年１２月２７日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において決定された『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」とされました。